

令和7年第2回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和7年2月25日(火) 鶴ヶ島市農業交流センター 研修室			
開会時刻	午前 9時55分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之	
閉会時刻	午前10時40分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之	
議長	会長 町田 弘之			
委員の出席状況				
農業委員			農地利用最適化推進委員	
議席番号	氏名	出欠席	氏名	出欠席
1	沼田 富子	出席	高沢 健二	出席
2	岡野 とし子	出席	小川 清志	出席
3	比留間 正道	欠席	吉澤 弘次	出席
4	須藤 良春	出席	新井 一三	出席
5	町田 弘之	出席	瀧島 誠	出席
6	沼倉 裕之	出席	【備考】 須藤良春農業委員については、 途中退席により議案第5号まで 出席した。	
7	小川 佐智恵	欠席		
8	長谷川 正博	出席		
9	新井 正美	出席		
総会に出席を求めた者			事務局の出席状況	
産業振興課 主幹 吉野 文貴 主査 田中 正三			職名	氏名
			事務局長	玉木 亨
			次長	遠藤 俊一
			主任	岩波 圭介
議事の日程				
日程第1	議事録署名委員の指名について			
日程第2	議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申について			
日程第3	議案第6号 農用地利用集積計画の決定について			
日程第4	議案第7号 鶴ヶ島市農業振興地域整備計画の変更に対する意見具申について			
日程第5	議案第8号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について			
日程第6	報告第2号 報告事項について			
日程第7	その他			
議事(担当)		内容		
開会	議長	農業委員9名中7名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。 なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。 これより令和7年第2回農業委員会総会を開会します。		

日程第 1	議長	<p>議事録署名委員の指名について  議席番号 8 番 長谷川 正博 委員  議席番号 9 番 新井 正美 委員  を指名します。</p>
日程第 2	<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>農業委員</p> <p>議長</p>	<p>議案第 5 号  「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見具申について」を議題といたします。  事務局より説明願います。</p> <p>申請地は、鶴ヶ島第二小学校の南西約 220メートルに位置する第 2 種農地で、農業振興地域の農用地に指定されていましたが、令和 6 年 10 月 31 日に除外されています。</p> <p>長年にわたり親子 4 人で生活している中で家具や生活用品などが多くなり、手狭になっていたところ、都市計画道路共栄鶴ヶ丘線の整備が始まり、用地買収により実家の土地の一部が買収されることとなりました。</p> <p>家族で話し合った結果、借受人の兄が実家を継ぎ、借受人が実家を出ることとなり、借受人の自己用住宅の建築を計画しました。</p> <p>道路拡幅により実家の住居の一部を解体撤去することになり、更に手狭となるため、新しい住宅が完成するまでの間、借受人は賃貸住宅に仮住まいしています。</p> <p>市街化区域と市街化調整区域の農地以外の土地を探しましたが、希望する条件に合う土地が見つかりませんでした。このため、両親に相談したところ、父親が所有する本申請地を紹介されました。</p> <p>本申請地であれば、実家に隣接するため、高齢の両親とお互いに助け合いながら生活できます。また、閑静な集落地であり、周辺農地への影響も少ないため、最適地であると考えているとのことでした。</p> <p>次に担当する農業委員から説明をお願いします。</p> <p>借受人に確認をしたが、本件は借受人の父親が中心となり話を進めているとのこと。自己用住宅を建てることについては、借受人は把握しているが、詳細は把握できていないと感じた。</p> <p>借受人の父親は高齢であるので、借受人に家族の将来的な話をしているか確認したが、詳細には話をしていないとのことであった。この点について、問題がないか確認したい。</p> <p>農業委員からの意見については、後ほど事務局から説明願いたい。</p>

議長 担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員 貸付人に確認した内容を報告します。  
本申請内容に間違いがないことを確認しました。  
3反ほど所有している農地において引き続き営農をしたいとのことです。  
申請の理由は、事務局の説明のとおりです。

議長 農業委員からの意見について、事務局から説明願います。

事務局 借受人が申請内容を理解されていなかった件についてですが、申請書類を作成・提出するのは、ほとんどが、土地所有者や事業計画者から委任を受けた代理人である業者です。  
事務局で、土地所有者や事業計画者に直接お話を伺うことはありません。  
これを補うため、農業委員及び農地利用最適化推進委員には総会前に土地所有者や事業計画者に申請内容の確認等を行っていただいています。  
また、借受人が自己用住宅を建てることについては承知していたということで、詳細については代理人や借受人の父親に委任されていたと思われますので、申請自体に問題は無いと考えています。  
また、家族の将来的なことは、今後話し合っていくものと思われます。

農業委員 仮に、第三者による土地を悪用するような虚偽の申請書が提出された場合はどうなるのか。

事務局 虚偽の申請があった場合、委員による状況確認で疑義があった場合は、総会の場で報告をしていただき、内容によっては不許可、審議保留となることが考えられます。また、土地所有者が知らぬ間に許可になった場合は、許可の取り直し申し出をしていただく等、申請前の状態に戻すということになります。

議長 事務局の説明からすると、申請内容は法的要件が揃っており、使用貸借については、借受人及び貸付人に意思確認ができています。

議長 出席委員からの質問、意見等を求めます。  
質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質問・意見なし)

	議長	<p>特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の 挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
	議長	<p>挙手全員のため、本件につきましては、「許可相当」とす ることに決定しました。</p>
	議長	<p>ここで、暫時休憩いたします。</p> <p>(農業委員 1 名が退席)</p>
	議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。 ただいま、農業委員 1 名が退席いたしました。 農業委員 9 名中 6 名が出席しており、法に定める定足数に 達しており本総会は成立します。 それでは、議事を再開いたします。</p>
日程第 3	議長	<p>議案第 6 号 「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたしま す。 1 番について事務局より説明願います。</p>
	事務局	<p>申請地は、西大家駅の南東約 480メートルに位置する第 1 種農地で、農業振興地域内の農用地に指定されています。 面積は、1 筆で 4,400㎡となっています。 借受人である、法人は、鶴ヶ島市内では、大字上新田及び 高倉地内で食品加工工場に出荷する農産物の栽培を行って いますが、営農規模拡大のため、新たに利用権の設定を行うも のです。 期間は、令和 7 年 3 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日ま での 4 年 7 か月となっています。 なお、借受人は、現在経過措置期間である旧法の農業経営 基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定している「全部耕作要 件」「常時従事要件」などの要件を満たしていますので、特 に問題は見受けられませんでした。</p>
	議長	<p>次に担当する農業委員から説明をお願いします。</p>
	農業委員	<p>借受人に確認した内容を報告します。 法人は設立 7 年目であり、作付面積は約 1 ヘクタールで、 今回の利用権設定面積を含めると、約 1.5 ヘクタールとな</p>

ります。

栽培作物は、キャベツ、サニーレタス、ナスで、販路は全て食品加工工場であるとのことでした。

なお、農地中間管理制度については、市から説明を受けているとのことでした。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

議長 担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員 貸付人に確認した内容を報告します。  
内容については、事務局の説明のとおりです。

議長 出席委員からの質問、意見等を求めます。  
質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

農業委員 借受人である法人の雇用状況は。

事務局 申請書では、代表取締役の他にパート1名が年間260日従事していると記載があります。

議長 その他、質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質問・意見なし)

議長 特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。  
本件について、「可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定しました。

議長 次に2番について事務局より説明願います。

事務局 申請地は、新町小学校の北西約350メートルに位置する第1種農地で、農業振興地域内の農用地に指定されています。5筆で3,080㎡となっています。

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく利用権が設定されています。

ここで利用権の設定期間が終了するため、引き続き利用権の設定を行うものです。期間は、令和7年4月1日から令和

12年3月31日までの5年間となっています。

なお、借受人は、現在経過措置期間である旧法の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定している「全部耕作要件」「常時従事要件」などの要件を満たしていますので、特に問題は見受けられませんでした。

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員 借受人に確認した内容を報告します。

借受人は就農して8年目であり、作付面積は約5,000㎡です。栽培作物は、里芋とさつまいもであり、販路はJA直売所、スーパーマーケットであるとのことでした。今後の営農については、離接地が確保できれば拡大していきたいとのことでした。

なお、農地中間管理制度については、市から説明を受けているとのことでした。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

議長 担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員 貸付人に確認した内容を報告します。

内容については、事務局の説明のとおりです。

議長 出席委員からの質問、意見等を求めます。  
質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質問・意見なし)

議長 特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。  
本件について、「可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定しました。

議長 次に3番から5番については関連がありますので、一括して事務局より説明願います。

事務局 6号の3番から5番までについて、一括して説明します。  
申請地は、新町小学校の北西約400メートルに位置する第1種農地で、農業振興地域内の農用地に指定されています。

3番の面積は3筆で2,903㎡、4番は1筆で578㎡、5番は1筆で737㎡となっています。

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく利用権が設定されています。

ここで利用権の設定期間が終了するため、引き続き利用権の設定を行うものです。期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となっています。

なお、借受人は、現在経過措置期間である旧法の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定している「全部耕作要件」「常時従事要件」などの要件を満たしていますので、特に問題は見受けられませんでした。

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員 借受人に確認した内容を報告します。

借受人は就農して8年目であり、作付面積は約5,000㎡です。栽培作物は、ネギ、ミニトマトであり、販路はJA直売所、スーパーマーケットであるとのことでした。今後の営農については、離接地が確保できれば拡大していきたいとのことでした。

なお、農地中間管理制度については、市から説明を受けているとのことでした。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

議長 担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員 3番から5番の貸付人に確認した内容について一括報告します。

内容については、事務局の説明のとおりです。

議長 出席委員からの質問、意見等を求めます。  
質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質問・意見なし)

議長 特段ないようですので質疑を終了し、3番から5番について、順次採決を行います。

3番について、「可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定しまし

	<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>た。</p> <p>次に4番について、「可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定しました。</p> <p>次に5番について、「可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定しました。</p>
<p>日程第4</p>	<p>議長</p> <p>担当職員</p>	<p>議案第7号</p> <p>「鶴ヶ島市農業振興地域整備計画の変更に対する意見具申について」を議題といたします。</p> <p>本件につきましては、市長から、鶴ヶ島市農業振興地域整備計画を変更したいので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の規定に基づき、農用地から除外しようとする土地1件についての意見を求められているものです。</p> <p>なお、意見につきましては、農振除外の適否の観点からお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、担当職員より説明をお願いします。</p> <p>申出地は、県立鶴ヶ島清風高等学校の西側約20メートルに位置する農地で、農地性は第1種農地です。</p> <p>申出人は、川越市の賃貸住宅に妻と子ども2人の4人で居住していますが、子どもが成長し、家が手狭になったことから自己用住宅の建設を計画しました。</p> <p>申出人の妻は子どもが小さいため現在は働きに出ていませんが、将来的には夫婦共働きすることを考えているとのことです。</p> <p>申出地は、申出人の実家に近いため、子どもの面倒を両親に見てもらえることに加えて、将来的な両親の介護等を見据えた場合、非常に利便性が良いと考えたとのことです。</p> <p>申出地は、現在は接道がありませんが、隣接している農地の一部を購入することにより接道要件を満たすことができ、また、土地所有者とは、既に土地売買仮契約も結ぶことができているとのことです。</p>

	<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>なお、農地以外の土地を探しましたが、希望に沿う土地は見つからなかったとのことでした。</p> <p>出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>特段ないようですので質疑を終了し、本件に対する農業委員会としての意見を決定します。 本件については、意見等ありませんでしたので、「意見なし」として採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(各委員同意)</p> <p>それでは、本件について、「意見なし」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員のため、本件は、「意見なし」とすることに決定しました。</p>
<p>日程第5</p>	<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>農業委員</p>	<p>議案第8号 「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p> <p>本件につきましては、死亡を理由に、市に対して生産緑地の買取申し出を行うために必要な「生産緑地に係る農業の主たる従事者」に該当することの証明を行うものです。 申請地は、若葉駅の南東約470メートルの場所にあり、面積は1筆で701㎡となっています。 生産緑地に平成4年12月9日に指定されており、30年を経過しましたが、特定生産緑地には指定されておらず、生産緑地として取り扱う土地となります。</p> <p>担当する農業委員から説明をお願いします。</p> <p>申出人に確認した内容を報告します。 申出人の父親は生前、じゃがいも、ピーマン、きゅうり等を自家消費分として栽培しており、従事日数は年間200日程度であったとのことでした。現在は申出人が農地の管理を行っ</p>



	議長	(挙手全員) 挙手全員のため、「承認」することに決定しました。
日程第7	議長 事務局	その他について、事務局より説明をお願いします。 特にありません。
議事録の署名	議長 事務局	それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。 本日の総会議事録を読み上げ、報告を行い、議事録の署名を求めます。 議長及び議事録署名委員（2名）の3名が署名する。
閉会	議長	以上をもって、令和7年第2回農業委員会総会を閉会します。